中小企業の皆さん

取引上の悩みを抱えていませんか？

下請かけこみ寺にご相談ください！

「下請かけこみ寺」では、中小企業の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。価格交渉力アップに向けたセミナーや個別相談も実施しています。

▼▼▼ 悩んだらここに相談を！ ▼▼▼

下請かけこみ寺　相談無料　全国48か所　秘密厳守　匿名相談可能

中小企業の取引上の悩み相談をお受けします。 0120-418-618

（受付時間）平日9:00～12:00 / 13:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）携帯電話・PHSからもご利用になれます。お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

中小企業庁 中小企業庁委託事業　（公財）全国中小企業取引振興協会

無料相談（相談員・弁護士）

例えば…

①支払日を過ぎても代金を払ってくれない。

②長年取引をしていた発注元から突然取引を停止された。

③お客さんからキャンセルされたので、部品が必要なくなったといって返品された。

調停による紛争解決手続（ADR）

- 紛争当事者間の和解の調停を行います
- 裁判と異なり非公開で行われるため、当事者以外には秘密が守られます
- 当事者が合意すれば、自由に調停場所、時間等を決めることができます

価格交渉サポート

価格交渉力アップを支援します！
セミナー・個別相談を受付けています！

携帯・PHS OK　価格交渉サポート相談室 0120-735-888

下請かけこみ寺は全都道府県に設置しています。

本部：（公財）全国中小企業取引振興協会	03-5541-6655	（公財）ふくい産業支援センター	0776-67-7426
（公財）北海道中小企業総合支援センター	011-232-2408	（公財）滋賀県産業支援プラザ	077-511-1413
（公財）21あおもり産業総合支援センター	017-775-3234	（公財）京都産業21	075-315-8590
（公財）いわて産業振興センター	019-631-3822	（公財）奈良県地域産業振興センター	0742-36-8311
（公財）みやぎ産業振興機構	022-225-6637	（公財）大阪産業振興機構	06-6748-1144
（公財）あきた企業活性化センター	018-860-5622	（公財）ひょうご産業活性化センター	078-977-9109
（公財）山形県企業振興公社	023-647-0662	（公財）わかやま産業振興財団	073-432-3412
（公財）福島県産業振興センター	024-525-4077	（公財）鳥取県産業振興機構	0857-52-6703
（公財）茨城県中小企業振興公社	029-224-5317	（公財）しまね産業振興財団	0852-60-5114
（公財）栃木県産業振興センター	028-670-2604	（公財）岡山県産業振興財団	086-286-9670
（公財）群馬県産業支援機構	027-265-5027	（公財）ひろしま産業振興機構	082-240-7704
（公財）埼玉県産業振興公社	048-647-4086	（公財）やまぐち産業振興財団	083-922-9926
（公財）千葉県産業振興センター	043-299-2654	（公財）とくしま産業振興機構	088-654-0101
（公財）東京都中小企業振興公社	03-3251-9390	（公財）かがわ産業支援財団	087-868-9904
（公財）神奈川県産業振興センター	045-633-5200	（公財）えひめ産業振興財団	089-960-1102
（公財）にいがた産業創造機構	025-246-0056	（公財）高知県産業振興センター	088-845-6600
（公財）長野県中小企業振興センター	026-227-5013	（公財）福岡県中小企業振興センター	092-622-5432
（公財）やまなし産業支援機構	055-243-8037	（公財）佐賀県地域産業支援センター	0952-34-4416
（公財）静岡県産業振興財団	054-273-4433	（公財）長崎県産業振興財団	095-820-3091
（公財）あいち産業振興機構	052-715-3069	（公財）くまもと産業支援財団	096-289-2437
（公財）岐阜県産業経済振興センター	058-277-1092	（公財）大分県産業創造機構	097-534-5019
（公財）三重県産業支援センター	059-253-4355	（公財）宮崎県産業振興機構	0985-74-3850
（公財）富山県新世紀産業機構	076-444-5622	（公財）かごしま産業支援センター	099-239-0260
（公財）石川県産業創出支援機構	076-267-1219	（公財）沖縄県産業振興公社	098-859-6237

相談については、上記下請かけこみ寺に直接ご訪問いただくか、お電話にて受付しております。また、メールやホームページでも受付しております。

下請かけこみ寺　相談無料　全国48か所　秘密厳守　匿名相談可能

中小企業の取引上の悩み相談をお受けします。 0120-418-618

（受付時間）平日9:00～12:00 / 13:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）携帯電話・PHSからもご利用になれます。お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

30年2月

３６協定締結の際に注意すべき点について

法改正されても変わらないこと【再掲】

時間外及び休日の労働(36条)

時間外または休日に労働させる場合には、
～中略～
労働者の**過半数を代表する者**と**書面による労使協定**を締結し、**事前に**所轄の労働基準監督署長に届け出なければならい

過半数代表の選出方法

労使協議

協定内容の周知

３６協定締結の際に注意すべき点について

- 時間外労働・休日労働は必要最小限に
- ３６協定の範囲内で労働させた場合でも労働者に対する安全配慮義務を負います。
- ３６協定において限度時間を超えて延長時間を定めるに当たっては、限度時間にできる限り近づけるように努めてください。
- 休日労働の日数及び時間数をできる限り少なく

３６協定届の記載例

（様式第９号〔第16条第１項関係〕）

労働時間の延長及び休日の労働は必要最小限にとどめられるべきであり、労使当事者はこのことに十分留意した上で協定するようにしてください。
なお、使用者は協定した時間数の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第５条に基づく安全配慮義務を負います。

◆３６協定で締結した内容を協定届（本様式）に転記して届け出てください。

－３６協定届（本様式）を用いて３６協定を締結することもできます。その場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。
－必要事項の記載があれば、協定届様式以外の形式でも届出できます。

◆３６協定の届出は電子申請でも行うことができます。
◆（任意）の欄は、記載しなくても構いません。

表面

時間外労働
休日労働 に関する協定届

様式第９号（第16条第１項関係）

労働保険番号：□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
法人番号：□□□□□□□□□□□□□

労働保険番号・法人番号を記載してください。

事業場（工場、支店、高等所等）ごとに協定してください。

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
金属製品製造業	○○金属工業株式会社 ○○工場	（〒○○○－○○○○ ○○市○○町１－２－３ （電話番号：○○○ ○○○○ ○○○○）	○○○○年４月１日から１年間

この協定が有効となる期間を定めてください。１年間とすることが望ましいです。

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	所定労働時間（１日）（任意）	協定することができる時間数						
					１日（任意）		１箇月（起算日のない箇月については、①については45時間まで、②については42時間まで）		１年（起算日（年月日）○○○○年４月１日）（①については360時間まで、②については320時間まで）		
					法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数（任意）	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数（任意）	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数（任意）
時間外労働 ① 下記②に該当しない労働者	受注の集中	設計	10人	7．5時間	3時間	3．5時間	30時間	40時間	250時間	370時間
	臨時の受注、納期変更	機械組立	20人	7．5時間	2時間	2．5時間	15時間	25時間	150時間	270時間
	製品不具合への対応	検査	10人	7．5時間	2時間	2．5時間	15時間	25時間	150時間	270時間
時間外労働 ② １年単位の変形労働時間制により労働する労働者	月末の決算事務	経理	5人	7．5時間	3時間	3．5時間	20時間	30時間	200時間	320時間
	棚卸	購買	5人	7．5時間	3時間	3．5時間	20時間	30時間	200時間	320時間

起算日：○○○○年４月１日

１年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その１年間においては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

対象期間が３か月を超える１年単位の変形労働時間制が適用される労働者については、②の欄に記載してください。

事由は具体的に定めてください。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

１日の法定労働時間を超える時間数を定めてください。

１か月の法定労働時間を超える時間数を定めてください。①は45時間以内、②は42時間以内です。

１年の法定労働時間を超える時間数を定めてください。①は360時間以内、②は320時間以内です。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	所定休日（任意）	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
受注の集中	設計	10人	土日祝日	１か月に１日	8:30～17:30
臨時の受注、納期変更	機械組立	20人	土日祝日	１か月に１日	8:30～17:30

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、１箇月について100時間未満でなければならず、かつ２箇月から６箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☑
（チェックボックスに要チェック）

労働者が過半数で組織する労働組合が無い場合には、３６協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・挙手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。
使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認められません。

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、２～６か月平均80時間以内でなければいけません。これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。

協定の成立年月日　○○○○年　３　月　12　日

協定の当事者である労働組合の名称（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）又は労働者の過半数を代表する者の職名・氏名：　職名　検査課主任　氏名　山田花子

管理監督者は労働者代表にはなれません。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（　投票による選挙　）

○○○○年　３　月　15　日

使用者　職名　工場長　氏名　田中太郎　印㊞

押印も必要です。

○○　労働基準監督署長殿

２枚目（表面）

臨時的な特別の事情がなければ、限度時間（月45時間又は42時間・年360時間又は320時間）を超えることはできません。
限度時間を超えて労働させる必要がある場合でも、時間外労働は限度時間にできる限り近づけるように努めてください。

時間外労働
休日労働 に関する協定届（特別条項）

様式第９号の２（第16条第１項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	１日（任意）：延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	１日（任意）：延長することができる時間数 所定労働時間を超える時間数（任意）	１箇月（時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限る。）：限度時間を超えて労働させることができる回数（年６回以内に限る。）	１箇月：延長することができる時間数及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	１箇月：延長することができる時間数及び休日労働の時間数 所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数（任意）	１箇月：限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	１年（時間外労働のみの時間数、720時間以内に限る。）起算日（年月日）○○○○年４月１日：延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	１年：延長することができる時間数 所定労働時間を超える時間数（任意）	１年：限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
突発的な仕様変更、新システムの導入	設計	10人	6時間	6．5時間	6回	90時間	100時間	35%	700時間	820時間	35%
製品トラブル・大規模なクレームへの対応	検査	20人	6時間	6．5時間	6回	90時間	100時間	35%	600時間	720時間	35%
機械トラブルへの対応	機械組立	10人	6時間	6．5時間	4回	80時間	90時間	35%	500時間	620時間	35%

１年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その１年間においては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

事由は一時的又は突発的に時間外労働を行わせる必要のあるものに限り、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要なとき」「業務上やむを得ないとき」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

月の時間外労働の限度時間（月45時間又は42時間）を超えて労働させる回数を定めてください。年６回以内に限ります。

限度時間（月45時間又は42時間）を超えて労働させる場合の、１か月の**時間外労働と休日労働の合計の時間数**を定めてください。**月100時間未満**に限ります。なお、この時間数を満たしていても、**２～６か月平均で月80時間**を超えてはいけません。

限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めてください。この場合、法定の割増率（25%）を超える割増率となるよう努めてください。

限度時間（年360時間又は320時間）を超えて労働させる１年の**時間外労働（休日労働は含みません）の時間数**を定めてください。**年720時間以内**に限ります。

限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めてください。この場合、法定の割増率（25%）を超える割増率となるよう努めてください。

限度時間を超えて労働させる場合に之る手続について定めてください。

限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ	
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	（該当する番号）①、③、⑩	（具体的内容）対象労働者への医師による面接指導の実施　、対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催

限度時間を超えた労働者に対し、裏面の記載心得１（９）①～⑨の健康確保措置のいずれかの措置を講ずることを定めてください。

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、１箇月について100時間未満でなければならず、かつ２箇月から６箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☑
（チェックボックスに要チェック）

協定の成立年月日　○○○○年　３　月　12日

協定の当事者である労働組合の名称（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）又は労働者の過半数を代表する者の職名・氏名：　職名　検査課主任　氏名　山田花子

管理監督者は労働者代表にはなれません。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（　投票による選挙　）

○○○○年　３　月　15日

使用者　職名　工場長　氏名　田中太郎　印㊞

押印も必要です。

○○　労働基準監督署長殿

労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、３６協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・挙手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。
使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認められません。

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、２～６か月平均80時間以内でなければいけません。これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。

参考資料

奈良県の状況

少子化・人口減少進む	奈良県の合計特殊出生率は、小規模県では突出して低く、秋田県と同水準の1.37で（2018年）。**今後20年間で奈良市の人口（36万人）程度の減少となる見込み。** 総務省「人口推計」
女性の活躍は進まず	奈良県の共働き世帯率は42.0%で**全国最下位**（2017年）。 総務省「平成29年就業構造基本調査」
長時間労働が顕著に	奈良県の週60時間以上就労する男性労働者の割合は17.5%で**全国4位**（2012年）。総務省「就業構造基本調査」（2012年）

過労死等防止対策白書
（令和元年版）概要

過労死等をめぐる調査・分析結果

1　重点業種・職種の調査・分析結果【建設業】

○労災認定事案の分析（平成22年１月から平成27年３月までに認定された脳・心臓疾患、精神障害事案を分析）

- 技能労働者の精神障害事案について、発症に関与したと考えられる業務によるストレス要因は、半数以上が労働災害による負傷等の労働災害関連（62件のうち、労災関連34件（被害32件、目撃１件、加害１件））。
- 現場監督の精神障害事案について、自殺事案が多く（59件のうち、30件が自殺事案）、発症に関与したと考えられる業務によるストレス要因は、長時間労働や業務量等の変化が多い（59件のうち、長時間労働29件、仕事内容・量の大きな変化21件）。
- 特に、現場監督の自殺事案をみると、発症に関与したと考えられるストレス要因は、長時間労働に関連するものが多く（30件のうち、長時間労働19件、２週間の連続勤務7件、極度の長時間労働5件）、その他に業務量の変化、上司とのトラブルや仕事のミス、顧客からのクレームも多い（30件のうち、業務量等の変化12件、上司とのトラブル６件、重大な仕事のミス５件、顧客・取引先からのクレーム４件）。

○労働・社会面の調査（アンケート調査）

- 労働者の業務に関連するストレスや悩みの内容は、技能労働者では、職場の人間関係（36.1%）、賃金水準の低さ（32.6%）が多く、現場監督では、休日・休暇の少なさ（36.2%）、時間外労働の長さ（34.0%）が多い。
- 企業における過重労働の防止に向けた取組を実施するに当たっての課題は、業界全体で取り組む必要がある（70.7%）が約７割であり、その他、顧客の理解・協力を得ることが難しい（45.5%）が多い。

現場監督等の精神障害（自殺事案）の
発症に関与したと考えられる主なストレス要因

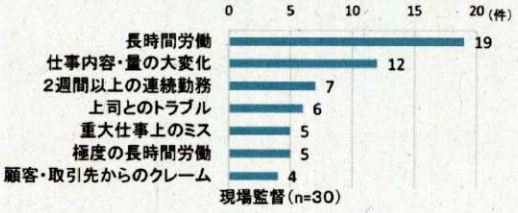

業務に関連したストレスや悩みの主な内容（労働者アンケート調査）

（資料出所）労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「平成30年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」（資料出所）みずほ情報総研（株）「平成30年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」（厚生労働省委託事業）

脳・心臓疾患の請求
労災認定件数①

図1－1　脳・心臓疾患の請求、決定及び支給決定件数の推移

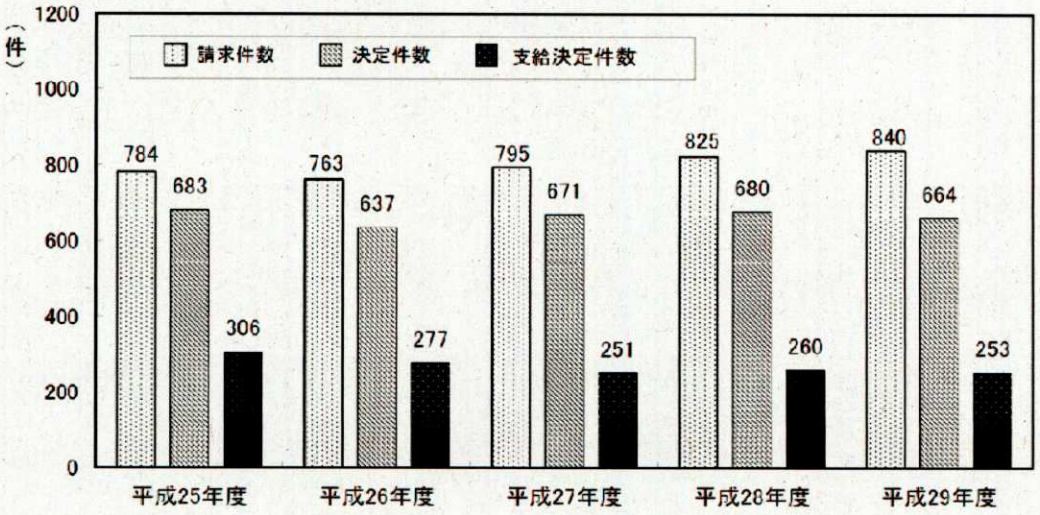

厚生労働省HPより

精神障害の請求
労災認定件数②

図2－1 精神障害の請求、決定及び支給決定件数の推移

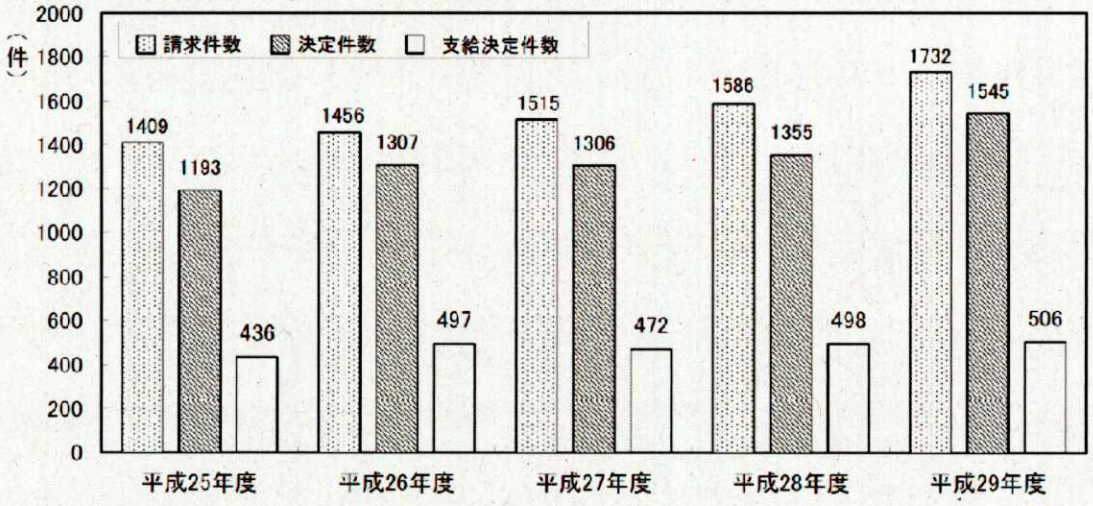

厚生労働省HPより

いじめ・嫌がらせの相談件数　急増

（３） 民事上の個別労働紛争｜主な相談内容別の件数推移（10年間）

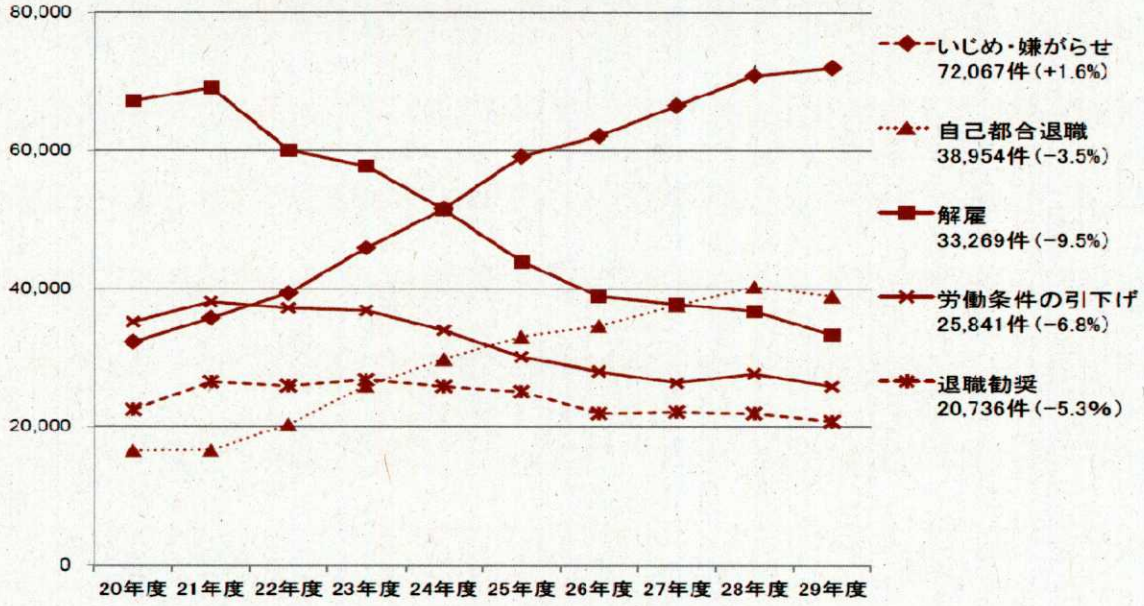

≪事例紹介≫
作業の効率化・生産性向上を図る

建設業

規格の標準化

国土交通省

鉄筋の配筋・結束作業を工場製作又は現場の別ヤードで作業して生産性を向上させた例です。

現場の結束作業
（1カ所ずつ手作業）
（高所作業の場合もあり）

専門工場の点溶接機械により
自動溶接

作業の効率化・生産性向上を図る

建設業

規格の標準化

国土交通省

スリーブ（金具）などを利用して、鉄筋を接合する工法で生産性を向上した例です。

ガス圧接作業
※天候などの作業環境によって制限を受ける

鉄筋をつなぐための圧接作業が必要

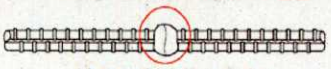

ガス圧接継手の例

機械式継ぎ手の例

規格の標準化

国土交通省

高流動コンクリートを使うことにより、充填を円滑にでき振動締固め作業を削減でき生産性を向上させた例です。

梁部材上筋のあきが確保されず、コンクリートの打込みが困難な事例

充填不良を防止するための振動締固め作業

高流動コンクリート

規格の標準化

国土交通省

小型構造物の部材の大型化をして、施工効率を向上させた例です。 → <発注側の対応>

小型連接ブロック
480mm×250mmの例

大型連接ブロック
1,200mm×500mmの例